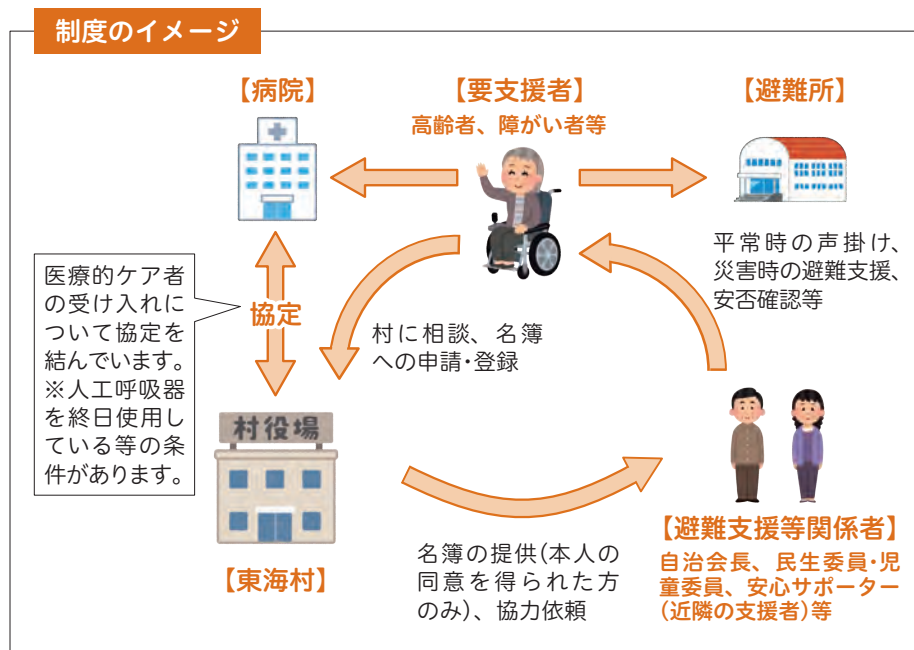


災害時の“もしも”に備える

「避難行動要支援者避難支援制度」をご存じですか？

「避難行動要支援者避難支援制度」とは？

この制度は、避難行動要支援者(災害時に自力または家族の手助けにより避難所まで行けない在宅の高齢者や障がい者等、以下「要支援者」)の名簿を作成し、その名簿を自治会や民生委員・児童委員といった避難支援等関係者と共有することで、災害情報の提供や安否確認、避難誘導などの支援につなげるためのものです。村では、災害が発生した際に地域の協力を得て、要支援者をみんなで助ける仕組みを作るために、この制度を導入しています。



要支援者名簿への登録を希望する方は、まずはご相談を！

災害時に一人でも多くの命を救うためには、支援を必要とする方の情報をあらかじめ把握しておくことが重要です。そのため、村は要支援者の名簿を毎年更新し、本人の同意を得た上で、平常時から避難支援等関係者へ提供しています。新たに登録を希望する方は、まずはご相談ください。

【対象】

災害時に、自力または家族の手助けにより避難所等まで行けない在宅の方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上の高齢者
(例)要介護認定者や身体の弱っている方等
- ②身体障害者手帳をお持ちで▽「肢体不自由(下肢・体幹・運動機能障害、1～3級)」▽「聴覚障害・平衡機能障害(2～3級)」▽「視覚障害(1～3級)」——のいずれかに該当する方
- ③療育手帳「A、A」をお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方
- ⑤①～④に準ずる方

(例)難病の方や65歳に満たない要介護認定者等

※既に要支援者として登録されている方で、施設入所等で登録内容に変更がある方は、ご連絡ください。

随時、相談を受け付けています。

期日▼月～金曜日(祝日を除く)

時間▼午前8時30分～午後5時15分

【問い合わせ】

■①の方は…

地域福祉課高齢支援担当(役場行政棟1階 ☎282-1711 内線1140)

■②～④の方は…

総合相談支援課障がい福祉担当(なごみ・総合支援センター内 ☎287-2516 FAX287-7373)

※⑤の方は、どちらでも相談できます。